

令和2年葉山町議会第2回臨時会提出議案

- 議案 5 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
別紙「条例の概要」のとおり
- 議会 2-3 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
議案 別紙「条例の概要」のとおり

条例の概要

題名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民生活・地域経済への影響に鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当を減額するため提案することとした。

2 内容

令和2年6月に支給する期末手当の額を、町長は20%、副町長は15%、教育長は10%、それぞれ減額することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

条例の概要

題 名

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民生活・地域経済への影響に鑑み、議員の期末手当を減額するため提案することとした。

2 内 容

令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額を、10%減額することとした。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。